

中国留日同学会章程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「中国留日同学会」(英文名称 Association of Chinese Alumni in Japan、略称 ACAJ)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「会員互助 社会服務 中日友好」を目的とする。

- (1) 会員互助は、在日中国人留学関係者の間の互助交流を深めること。
- (2) 社会服務は、中日両国のともなる発展のために、多様な形式を通じて社会に貢献すること。
- (3) 中日友好は、中日両国の相互理解と友好関係を発展させ、もって世界の平和と繁栄に貢献すること。

(活動内容)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会内、外における各種の友好親睦をはかる懇親会や交流活動の開催。
- (2) 文化、経済、科学技術等各分野における中日両国の交流事業への協力と参画。
- (3) 中日友好団体、在日華僑団体及び在日留学生団体等との連携をはかるための諸活動。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を日本に置く。

第2章 会 員

(構成)

第5条 本会は、正会員、賛助会員、学生会員と名誉会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、日本留学または研修の経験をもち、大学卒以上またはそれに準ずる学歴を有する者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業の達成を援助する団体または個人とする。
- (3) 学生会員は、本会の目的に賛同する日本の大学に在籍する中国人留学生とする。
- (4) 名誉会員は、本会の目的の促進に功労のある法人、団体または個人で、理事会の承認を得た者とする。

(入退会)

第6条

- (1) 入会希望者は、本会所定の入会手続きを経て入会することができる。
- (2) 会員の退会は、所定の手続きを経て退会することができる。
- (3) 会員が本会の目的に反し、または本会の諸規則のいずれかを違反した場合、理事会の議決を経て、当該者を強制に退会させることができる。

(権利と義務)

第7条

- (1) 会員は、第8条に掲げる理事を立候補することができる。
- (2) 会員は、本会が主催する行事に参加できる。
- (3) 会員は、社会の一般的倫理道徳を尊重し、法律、法規および本会の諸規則を遵守する義務を負うこととする。

第3章 運営機構

(会員総会)

第8条 本会に会員総会を置く。

- (1) 会員総会は、会員全員をもって構成し、二年一回定期に会長が召集する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。
- (2) 総会は、次のことを審議し決定する。
 - 1) 活動報告の審議と承認
 - 2) 活動方針の審議と決定
 - 3) 次期理事会理事の選出
 - 4) その他会の運営に関する重要事項

(理事会)

第9条 本会に理事会を置く。

- (1) 理事会は、本会の運営に関する諸会務の企画・審議を行う常設執行機関とする。
- (2) 理事会は、理事若干名と監事若干名をもって構成する。
- (3) 理事会は、会長1名、副会長若干名、事務局長1名をおく。

(理事、監事の選任)

第10条

- (1) 理事会の改選にあたって、理事会の議を経て、改選管理委員会を発足する。
- (2) 理事および監事の立候補は、本会の正会員が改選管理委員会に対し自薦または他薦により行う。
- (3) 理事および監事の選出は、改選管理委員会が立候補者を公表し、会員の投票によって行うこととする。
- (4) 理事および監事の任期は、2カ年とする。ただし、理事会の任期中における理事の増減は、会長が提案し、理事会の承認を得るものとし、補欠理事の任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 理事の何方もが、本会の目的に反し、会に不利益をもたらす如何なる行動を行われた場合、理事会の議決を以って当該者を理事会から除名することができる。

(会長等の選任)

第11条

- (1) 会長の立候補は、理事の自薦または他薦により行う。

- (2) 会長は、理事会において立候補者の中から選出する。
- (3) 副会長及び事務局長は、会長が指名し理事会の承認を得るものとする。
- (4) 本会は、分会と専門部会等を置くことができる。その長は会長が指名し理事会の承認を得るものとする。

(役割分担)

第12条

- (1) 会長は、本会の代表として理事会を運営し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、担当業務を遂行する。また会長の委任または理事会の議決により会長の責務を代行することができる。
- (3) 事務局長は、会長を補佐し、日常の会務を掌理する。
- (4) 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(顧問)

第13条 本会は理事会の議を経て適任者を会長が委嘱する。

(議決)

第14条 会員総会および理事会の議事はこの規約に定めるもののほか、投票する者(委任含み)の過半数をもって決し、可否同数の際は会長の決するところとする。

第4章 その他

(経費)

第15条 本会の経費は、会員または理事の寄付金、及びその他の賛助会費からまかなう。同経費の運用等に関しては、別に定める。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃権と各条項の解説権は理事会にある。

(規約外事項)

第17条 この規約に定めのないものについては、理事会において定める。

(付 則)

1. 本規約は、1995年10月15日から施行する。
2. 本規約は、1999年度4月1日から一部改正実施する。
3. 本規約は、2002年4月1日から一部改正実施する。

以上